

税中河第1454号

平成27年9月4日

自治労大阪府職員労働組合 税務支部

中河内分会 分会長 岡本 康治 様

大阪府中河内府税事務所

所長 山本



職場環境整備等の要求について

2015年8月7日付けの要求事項について、別紙のとおり回答
します。

自治労大阪府職員労働組合 税務支部 中河内分会 職場要求

| 番号 | 要 求 事 項 | 回 答 |
|----|---|--|
| ① | 冷暖房・運転・換気操作については、職員の健康に留意して行い、年間を通じて各階執務室を適温に保つよう弾力的に行うこと。また、運転時間を勤務時間終了まで延長すること。 | 冷暖房等については、職員の健康管理に注意しながら適切な運用に努めてまいります。 |
| ② | OA化、A4版に対応した事務機に入れ替えること。 | 要求の趣旨を税政課に伝えてまいります。 |
| ③ | 昼当番後の休憩場所を確保すること。 | 3階和室及び小会議室を休憩室として位置付けているが、空調が別系統となっていることから、2階の応接室などを活用して休憩場所を確保してまいります。 |
| ① | 職員の健康管理体制の充実を図るため、安全衛生委員会の機能を強化し、快適な職場環境を確保すること。 | 引き続き、安全衛生委員会の機能・活動を充実強化し、職員の健康管理及び職場環境の改善に努めてまいります。 |
| ② | エレベーターを設置すること。 | |
| ③ | 2階のトイレに洋式トイレを設置すること。 | 要求の趣旨を税政課に伝えてまいります。 |
| ④ | 窓ガラスに断熱フィルムを貼ること。 | 基本的にはブラインドを活用した上で、隙間から入る光や熱を防ぐ工夫を行うことで対応してまいります。 |
| ⑤ | ピタイルの破損が多く歩行時につまずき、冬は底冷えがするため床面にカーペットを敷くなど適切な措置を講ずること。 | Pタイルについては危険のないよう随時補修を行った上で、執務室の温度管理については職員の健康に注意しながら適切な運用に努めているところであるが、要求の趣旨については税政課に伝えてまいります。 |